

# 香里小学校PTA規約

## 第1章 名 称

第1条 本会は、枚方市立香里小学校PTAと称し、事務所を香里小学校に置く。

## 第2章 目 的

第2条 本会は、教育基本法に基づいて保護者と教職員とが協力して学校、家庭、社会における児童の健全な成長をはかること及び会員相互の親睦と研修をはかることを目的とする。

## 第3章 方 針

第3条 本会は、次の方針により活動する。

- 1 教育を本旨とする任意の民主団体である。
- 2 児童の教育と福祉の向上の為に活動する社会的団体及び機関と協力する。
- 3 他の団体及び機関から支配、干渉を受けない。
- 4 営利的、宗教的、政治的活動をしない。
- 5 学校の管理、運営や人事に干渉しない。

## 第4章 会 員

第4条 資格

本会の会員は、次の人に限る。

- 1 本校に在籍する児童の保護者。
- 2 本校に在勤する教職員。

第5条 権利義務

会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第5章 会 計

第6条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第7条 本会の会費は一世帯月額200円とする。

第8条 本会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。

第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌3月31日におわる。

※その他の収入とは銀行利子の事、寄付金はもらわない事を原則とするがその都度検討する。

## 第6章 役員及び会計監査

第10条 本会の役員は次の通りとする。

会長1名 副会長2名  
書記3名（P2.T1） 会計 3名（P2.T1）  
副会長（市P）1名

副会長（市P）は、枚方市PTA役員にあたる年度について、役員の追加を可

能とする。

#### 第11条 役員を選出

- 1 P役員を選出は附則により定める。
- 2 T役員は教職員より2名が推薦される。

#### 第12条 役員の任期

- 1 任期は一年を原則とし、4月1日より就任する。
- 2 任期終了後も新役員選出までは、その任務にあたる。

#### 第13条 役員の任務

- 1 会長  
(1) 本会を代表し、会務を統括執行する。  
(2) 総会、運営委員会、役員会を召集する。  
(3) 選出された各委員を委嘱する。
- 2 副会長  
会長を補佐し、会長不在の時は、その代理をつとめる。
- 3 書記  
総会並びに運営委員会、役員会の議事を記録し、会合の通知をする。
- 4 会計  
本会の会計事務を担当する。
- 5 副会長（市P）  
枚方市PTA役員にあたる年度について、副（市P）役員の追加を可能とする。  
市P担当としブロックのとりまとめを務める。

#### 第14条 会計監査

- 1 本会は、会計監査委員2名をおく。
- 2 選出は附則により定める。
- 3 任務はその年度の会計を監査し、結果を年度末総会で報告する。
- 4 任期は、一年とし、4月1日より就任する。

#### 第15条 役員及び会計監査の兼任は認めない。

### 第7章 総会

第16条 総会は、本会の最高議決機関であって、原則として、年2回開く。但し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第17条 総会で議決を要する事項は、次の通りとする。

- 1 年度計画（目標）
- 2 予算の審議
- 3 決算報告の承認
- 4 規約の改正
- 5 その他の重要事項

第18条 総会は会員の5分の1以上の出席により成立する。但し、委任状も認めるが、議決には含めない。

第19条 議決は、出席会員の過半数の賛成を必要とする。但し、規約の改正については、

出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第20条 会長は、次の場合には、臨時総会を開かなければならない。

- 1 運営委員会で必要と認めた場合。
- 2 会員の5分の1以上の要求があった場合。

第21条 総会で議決を要する事項については、その資料を少なくとも、一週間前に会員に配布しなければならない。

## 第8章 運営委員会

第22条 運営委員会は、総会に継ぐ議決機関であって、本会の役員、専門委員会の委員長、副委員長、全学年委員会の各学年委員長及び、教職員代表により構成される。

第23条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

第24条 議決は出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第25条 運営委員会の任務は、次の通りとする。

- 1 役員会及び各種委員会から提出された案件を審議する。
- 2 総会に提出する案件を審議する。
- 3 必要ある場合には、拡大運営委員会を開催する。
- 4 必要ある場合には、特別委員会を設ける。
- 5 その他、会員から委任された案件を審議し処理する。
- 6 役員及び会計監査に欠員を生じた場合には、これを審議し補充する。

(選挙取扱要項第13条2-2)

- 7 補正予算を審議する。

第26条 運営委員会の例会は、原則として1ヶ月1回開くが、暦の変更、学校の授業都合、府・市の行事参加などで2ヶ月1回の場合もある。(8月、3月は開かないものとする。)

第27条 臨時運営委員会は、次の場合開くことができる。

- (1) 役員会が必要と認めた場合。
- (2) 委員の半数以上が、必要と認めた場合。

2 拡大運営委員会は、本会の役員、各専門委員会の委員長、ふれあい事務局長、副委員長、全学年委員会の各学年委員長、副委員長および、教職員代表により構成され、次の場合開くことができる。

- (1) 役員会が、必要と認めた場合。
- (2) 委員の半数以上が必要と認めた場合。

## 第9章 役員会

第28条 役員会の任務は次のとおりとする。

- 1 総会、運営委員会で決議された活動方針及び各種案件の執行のため企画立案する。
- 2 各種委員会の活動を調整する。
- 3 予算案を作成する。(補正予算を含む)
- 4 その他、各委員会に属さない案件の処理、及び会の活動の総合的な推進をはかる。

## 第10章 各種委員会

第29条 専門委員会は、各学年から選出された学級専門委員ならびに教職員により構成される。

第30条 専門委員会の種類と任務は、次の通りとする。

- 1 文化交流委員会（会員の研修活動及び学校給食の向上につとめる）
- 2 環境改善委員会（教育環境の改善向上につとめる）
- 3 生活指導委員会（校外における児童の生活が安全で活発になるようにつとめる）
- 4 広報委員会（PTAだよりの発行をする）
- 5 ふれあい委員会（『枚方子どもいきいき広場事業』での活動）

その他必要に応じ、総会の承認を得て、専門委員会をおくことができる。

第31条 全学級委員会の構成は次の通りとする。

- 1 学級集会は、各学級の会員で構成される。（組織図参照）
- 2 学級委員会は、各学級委員並びに担任で構成される。（組織図参照）

第32条 全学年委員会の任務は次の通りとする。

- 1 学級並びに学年の諸行事を立案し、運営する。
- 2 会員の意見をまとめ専門委員会に反映させる。
- 3 各学級、学年の会員、相互の連絡及び親睦を図る。

第33条 特別委員会は、経過並びに結果を運営委員会にはからなければならない。

#### 第11章 個人情報取り扱いについて

第34条 個人情報取り扱いについて、別に定める個人情報取扱方針によるものとする。

#### 第12章 災害の発生時等

第35条 災害及び感染症等の発生により通常のPTA活動（総会、委員選出を含む）が困難な場合は、本規約及び附則、役員選挙取扱要綱の規定に関わらず、会長及び学校長が協議等を行い、柔軟な取り扱いができることとする。但し、できるだけ本規約等の主旨に沿って活動することとする。

第36条 本規約は、1948（昭和23）年より施行する。

1980（昭和55）年 4月23日一部改正する。

2000（平成12）年 11月18日一部改正する。

2002（平成14）年 12月18日一部改正する。

2003（平成15）年 5月14日一部改正する。

2009（平成21）年 3月 4日一部改正する。

2011（平成23）年 3月 2日一部改正する。

2014（平成26）年 5月14日一部改正する。

2019（令和 元）年 5月22日一部改正する。

2020（令和 2）年 7月29日一部改正する。

## 附 則

### 第1条 委員の選出

- 1 各学級の保護者より学級委員を4名及び1年生から5年生については、選挙管理委員候補者を1名選出する。
- 2 学級委員の中より、学級代表1名、専門委員3名を互選する。
- 3 学級代表の互選により、各学年委員長1名、副委員長2名を選出し、各学年委員長は運営委員会に出席する。
- 4 各学年委員長の互選により、全学年委員会の長2名（低学年より1名、高学年より1名）を選出する。
- 5 学級専門委員は、文化交流委員会、広報委員会、環境改善委員会、生活指導委員会、ふれあい委員会に所属する。
- 6 各専門委員会に、教職員の代表若干名をおく。
- 7 各専門委員会の互選により専門委員長1名、ふれあい事務局長1名、副委員長2名を選出し、専門委員長1名、副委員長1名は運営委員会に出席する。
- 8 教職員の互選により、教職員2名を選出し、運営委員会に出席する。
- 9 2008年度以降の本部役員経験者は、一家庭において全ての役員、学級委員、選挙管理委員、会計監査を免除とする。
- 10 次の会員は、学級委員会の届出をもって、学級委員になることを辞退できる。
  - (1) 学級委員の任務が下記の理由により常時執行できない状態にある会員。
    - ①本人が療養を要する会員。
    - ②家族に常時付き添いを要する会員。
    - ③地区団体の本部役員の子会員。
    - ④2008年度以降の本部役員経験者の会員。
    - ⑤対象児童において学級委員を経験した会員。
    - ⑥一学期中に転校、転勤が決まっている会員。
    - ⑦上記以外の理由をもって審議会出席者の過半数の了承を得た会員。
- 11 選出された後は、辞退することはできないが、免除規定にある理由が新たに生じた場合は、その限りではない。
- 12 次の会員は、学級委員候補から除外する。
  - (1) 本部役員の子会員。
  - (2) 本部役員補欠の子会員。

### 第2条 役員及び会計監査の選出

- 1 役員及び会計監査候補者は、各学級の会員より1名以上選出し、教職員よりは役員2名が推薦される。
- 2 前項とは別に役職を選択して立候補することができる。ただし前項の学級の選出からは免れはないが、役職が立候補で確定した場合はこの限りでない。
- 3 次の会員は、学級委員会への届出をもって、役員候補者になることを辞退できる。
  - ①役員の任務が下記の理由により常時執行できない状態にある会員。
    - (1) 療養を要する会員。

- (2) 家族に常時付き添いを要する会員。
  - (3) 3歳未満の子を有する会員。
  - (4) 地区団体の本部役員をする予定の会員。
  - (5) 一人親家庭の会員。
- ②選挙管理委員会の委員
  - ③役員をした会員。
  - ④新学期の1学期中に転校、転勤が決まっている会員。
  - ⑤上記以外の理由をもって審議会出席者の過半数の了承を得た会員。
- 4 選出された後は、辞退することはできないが、免除規定にある理由が新たに生じた場合は、その限りではない。
- 5 役員及び会計監査の選出は、原則として2月までに完了する。

### 第3条 選挙管理委員会

- 1 役員及び、会計監査委員選出のため、選挙管理委員会を設ける。
- 2 選挙管理委員会の任務は、次の通りとし、業務取扱は、別に定める役員選挙取扱要綱によるものとする。
  - ①公示
  - ②候補届の受理
  - ③候補者の公示
  - ④役員立候補者（会計監査委員を含む）が各役員の定数を満たさない場合並びに各役員の補欠を決める場合、第2条第1項にて選出した候補者の氏名の提出を求めるものとする。
  - ⑤その他役員および会計監査委員選出に関する一切の事務を行うものとする。
- 3 選挙管理委員会の委員は6名（P会員より5名、T会員より1名）とする。

### 第4条 選挙管理委員会の選出

- 1 選挙管理委員の選出は次の通りとする。
  - ①選出に際しPTA会員1世帯1名を対象とする。ただし6年生の児童のみの保護者である会員は除く。
  - ②①より1～5年の各学級1名の選挙管理委員候補者を選出し、候補者の中より各学年各1名を互選の上選出する。
  - ③選挙管理委員長は委員の互選とする。
- 2 次の会員は、学級委員会への届出をもって、選挙管理委員になることを辞退できる。
  - ①選挙管理委員の任務が下記の理由により常時執行できない状態にある会員。
    - (1) 本人が療養を要する会員。
    - (2) 家族に常時付き添いを要する会員。
    - (3) 地区団体の本部役員の場合。
  - ②2008年度以降の本部役員経験者の会員。
  - ③一学期中に転校、転勤が決まっている会員。
  - ④上記以外の理由をもって審議会出席者の過半数の了承を得た会員。
- 3 選出された後は、辞退することはできないが、免除規定にある理由が新たに生じた

場合は、その限りではない。

4 次の会員は、選挙管理委員候補から除外する。

- ①本部役員 of 会員。
- ②本部役員補欠 of 会員。
- ③学級委員 of 会員
- ④前年度選挙管理委員をした会員。

#### 第5条 P T Aサークルについて

- 1 P T Aサークル（以下「サークル」という）は会員の文化・芸術・スポーツ活動等を通じて会員相互の親睦交流をはかることを目的とする。
- 2 サークルは、5名以上の会員により構成され、役員会に届け出て、登録された団体をいう。
- 3 サークルへの助成はサークルの会員数に応じて行う。
- 4 サークルは、活動計画・会員数・活動及び決算報告を役員会の定める日までに提出する。サークルは、それぞれ、予算総会、決算総会に内容を報告する。

#### 第6条 ふれあい委員会

- 1 ふれあい委員会は『枚方子どもいきいき広場事業』の運営にあたり、関係地域団体と協力し、次世代を担う子どもたちを地域全体で育てていく事を目的とする。
- 2 ふれあい委員会は 互選により選出された、委員長1名、事務局長1名、副委員長2名をもって、ふれあいフリースクエア（枚方子どもいきいき広場事業）運営委員の事務局の任にあたる。

#### 第7条 弔慰費規定

会員の弔に際し、次の金品を贈り弔の意を表す。金五千円と襦又はやむを得ぬ場合、供花料五千円とする。

上記の適用は、本会員とその子どもとする。（但し、教師に関しては配偶者を含む）

#### 第8条 附則の改正

- 1 本附則は運営委員会において、委員の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。
- 2 なお、改正の条項は、その資料を少なくとも改正を審議する運営委員会の一週間前に会員に配布しなければならない。
- 3 改正の条項は、会員に通知しなければならない。

第9条 本附則は、1978（昭和53）年 4月17日より施行する。

1990（平成 2）年 5月26日一部改正する。

1994（平成 6）年 4月16日一部改正する。

1998（平成10）年 1月17日一部改正する。

1998（平成10）年 5月 2日一部改正する。

1999（平成11）年11月 6日一部改正する。

2000（平成12）年11月4日一部改正する。  
2002（平成14）年12月18日一部改正する。  
2003（平成15）年3月12日一部改正する。  
2003（平成15）年5月14日一部改正する。  
2003（平成15）年6月14日一部改正する。  
2009（平成21）年3月4日一部改正する。  
2011（平成23）年3月2日一部改正する。  
2014（平成26）年5月14日一部改正する。  
2019（平成31）年1月12日一部改正する。  
2019（令和元）年5月22日一部改正し、同日施行する。  
2020（令和2）年3月4日一部改正する。

附則第3条により「役員選挙取扱要綱」を次の通り定める。

## 役員選挙取扱要綱

第1条 この要綱は香里小学校PTAの役員及び会計監査を選出するためのものである。

第2条 選挙管理委員会（以下選管と称す）の業務に関しては一任する。

第3条 選管は委員の過半数の出席を以って成立する。

第4条 選管に於ける決議事項は出席委員の過半数の議決によるものとする。但し、可否同数の時は委員長がこれを決する。

第5条 やむを得ざる事由により委員に1名以上欠員を生じたときは、運営委員会の承認を得て補充を受けることが出来る。

第6条 PTA規約及びこの要綱により処理し得ない事由の生じたときは、運営委員会と協議し決することが出来る。

第7条 選管の発足に当たっての委員の招集は、会長がこれを行い、以後互選により選任された委員長が招集運営する。

第8条 選管の任務は、次年度の選挙管理委員の選出をもって終わるものとする。

第9条 公示は選挙日より20日以前にしなければならない。

第10条 次のことを公示しなければならない。

- 1 立候補者の受付日
- 2 学級候補者の選出のための学級集会招集日
- 3 選挙に関する異議申立ての受付日
- 4 選挙方法、選出方法
- 5 その他必要な事項

第11条 立候補者は、学年、学級、氏名を記し定められた受付日までに選管に届出しなければならない。

第12条 学級より選出された候補者に、定められた選挙日までにやむを得ざる事由により欠員が生じた時は、再度学級集会を開き補充する。

第13条 第11条及び第12条の候補者は、全会員に公示しなければならない。

第14条 役員及び会計監査委員の選出は次の通りとする。

- 1 学級候補者の選出は、当該候補者が役員として就任する前年度の各学級において、同年度中に1名以上選出する。選出方法は各学級に一任する。（立候補、推薦、投票、その他いずれの方法でもよい。）
- 2 学級候補者選出のための学級集会には、一家庭最低一人が必ず出席し、（文章による辞退届は認めない。） 十分な話し合いを行い、当日、候補者を選出する。
- 3 学級候補者選出までの任務は、学級委員（4名）が行う。

第15条 役員及び会計監査の選出及び承認

- 1 役職を選出する場合は、次の順で行う。
  - ①会長
  - ②副会長
  - ③書記
  - ④会計
  - ⑤会計監査委員

- 2 役員立候補者（会計監査委員を含む）が役員の定数を満たさない場合は、学級から選出された候補者と役員立候補者の互選により役員の定数を満たさない人数を役員候補者から選出するものとする。
- 3 役員立候補者（会計監査委員を含む）が各役職の定数を越えた場合は以下の順により選出する。
  - ① 各役職立候補者による互選。
  - ② 役員立候補者及び学級候補者による投票。
- 4 第15条第2項及び第3項にて選出された者は、第11条及び第12条の候補者の3分の2以上の承認を得なければならない。

第16条 この要綱の改正は運営委員会に於いて出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第17条 本要綱は、1978（昭和53）年 4月17日より施行する。  
2000（平成12）年 3月 4日一部改正。  
2000（平成12）年11月 4日一部改正。  
2002（平成14）年12月18日一部改正。  
2003（平成15）年 3月12日一部改正。  
2003（平成15）年 4月26日一部改正。  
2003（平成15）年 6月14日一部改正。  
2009（平成21）年 3月 4日一部改正。  
2011（平成23）年 3月 2日一部改正。  
2014（平成26）年 5月14日一部改正

## 個人情報取扱方針

### 第1条 目的

- 1 この方針は香里小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の取り扱いについて定めるものとする。
- 2 適正な取り扱いを定めることにより、本会の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護するものである。
- 3 本会が取得・保有する個人情報とは、本会会員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、個人情報データベース）という。）である。

### 第2条 責務

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、PTA活動においても個人情報の保護に努めるものとする。

### 第3条 管理者および取扱者

- 1 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。
- 2 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員 及び 学級委員とする。

### 第4条 秘密保持義務

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第5条 収集方法

- 1 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。
- 2 要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

### 第6条 取得する個人情報

本会は、円滑なPTA活動をおこなうために以下の情報を取得する。

- 1 会員の氏名・連絡先
- 2 会員の子どもの氏名・クラス
- 3 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真
- 4 その他、PTAの業務遂行上必要となる情報

### 第7条 利用

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- 1 会費の請求と集金。（集金依頼のため香里小学校との共同利用）
- 2 文書等の送付
- 3 下記における名簿の作成と管理
  - ① 本会会員
  - ② PTA役員 及び 会計監査委員
  - ③ PTA役員 及び 会計監査委員 補欠
  - ④ 学級委員
  - ⑤ 選挙管理委員
  - ⑥ PTA役員選出時の学級候補 及び 学級候補補欠
  - ⑦ その他PTA活動の実施に必要と認めた項目
- 4 本会役員・会計監査委員・学級委員・選挙管理委員の選出。

- 5 4 の際の諸連絡
- 6 4 の際の本会会員に向けての諸連絡
- 7 P T A 活動の実施

#### 第8条 利用目的による制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の方針により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

#### 第9条 管理

- 1 個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

#### 第10条 保管及び持ち出し等

- 1 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。
- 2 持ち出す場合は、電子メールやソーシャル・ネットワーキング・サービス 等での送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

#### 第11条 第三者への提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- 3 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進のために必要がある場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 第12条 第三者提供に係る記録の作成等

- 1 個人情報を第三者（府、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
  - ① 第三者の氏名
  - ② 提供する対象者の氏名
  - ③ 提供する情報の項目
  - ④ 対象者の同意を得ている旨
- 2 ただし前条1～4の場合は除く。

#### 第13条 第三者提供を受ける際の確認等

- 1 第三者（府、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
  - ① 第三者の氏名
  - ② 第三者が個人情報を取得した経緯
  - ③ 提供を受ける対象者の氏名
  - ④ 提供を受ける情報の項目
  - ⑤ 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）
2. ただし第11条1～4の場合は除く。

#### 第14条 情報の開示等

- 1 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加を求められたときは、法令に

沿ってこれに応じる。

- 2 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。
- 3 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除する。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

#### 第15条 漏えい時等の対応

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA会長に報告する。

#### 第16条 研修

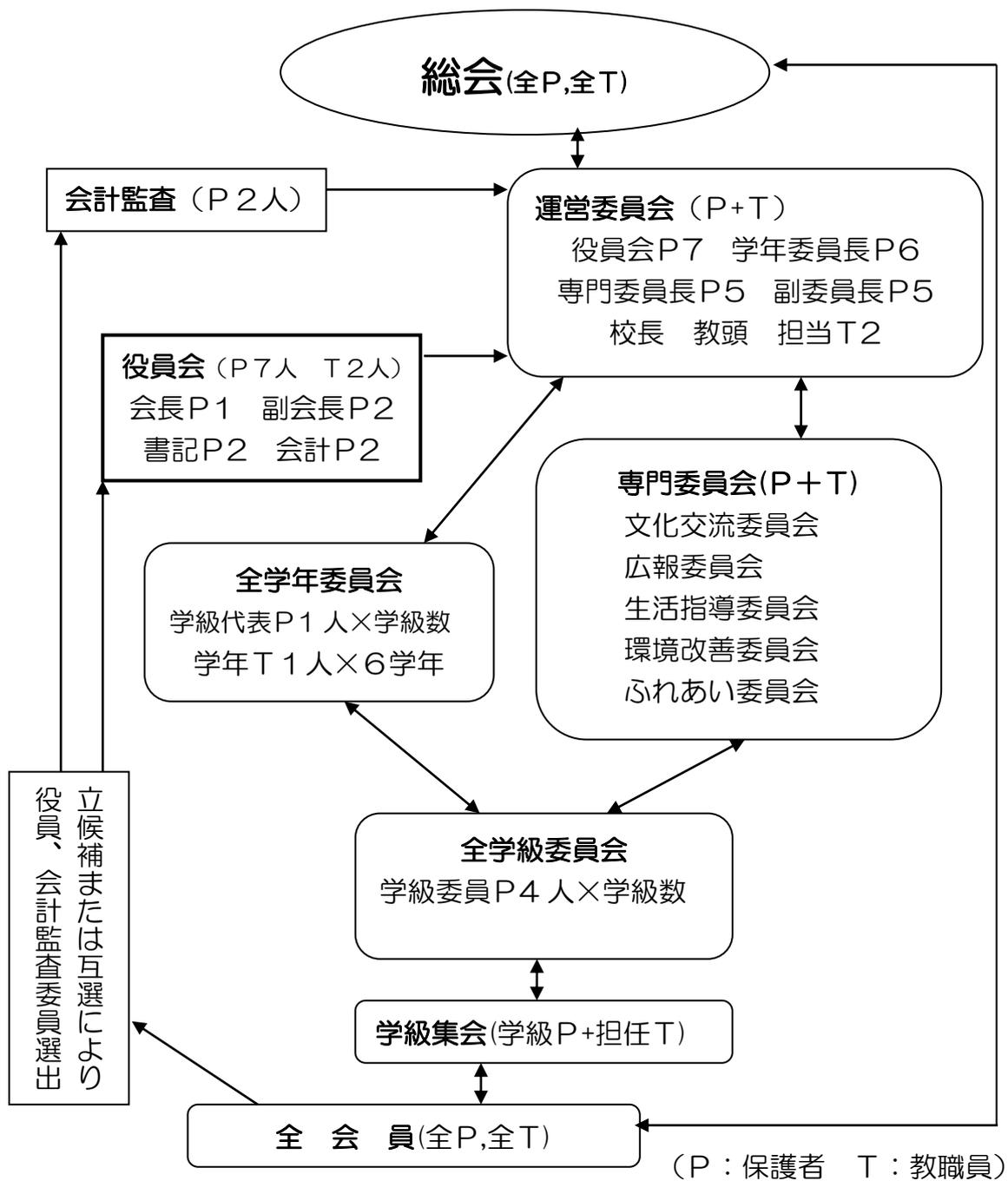
本会は、PTA役員、学級委員に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

#### 第17条 改正

本会の「個人情報取扱方針」は、運営委員会において3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

#### 第18条 その他

本方針は、令和元年5月22日より施行する。



☆PTA総会は1年に2回（予算・決算）開催され、1年の予算、活動方針、決算、活動の総括を審議します。

☆役員、各学年の長、各専門委員会の長・副委員長（1名）と校長、教頭、教職員代表により運営委員会が構成され、毎月1回運営委員会を開催しています。

☆各学級から4名の学級委員が選出され、1名は学級代表となり、3名は専門委員となります。

枚方市立

香里小学校校歌

桜井喜一郎 作詞

一、梅が香匂う菅公の

跡をしいて一すじに

誠の道を進みゆく

吾らに清き誇あり

二、香里が丘の朝ぼらけ

生駒飯森窓に入り

街なみ栄え人和して

吾らに尽きぬ恵あり

三、淀の川水よどみなさ

時の流れに竿さして

心を磨き業を練て

吾らに堅き誓あり

枚方市立

香里小学校行進曲

桜井喜一郎 作詞

一、春は桜の花の雪

秋はもみじのあやにしき

香里が丘を名に負いて

あゝあゝ清らなり清らなり

我等の学園

二、文読む窓の声々に

調べを合わす松の風

心のちりも払われて

あゝあゝ清々し清々し

我等の学園

三、ここに平和の泉湧き

ここに自由のかげひろし

日々に伸びゆく若緑

あゝあゝ頼もしき頼もしき

我等の学園

